

# 令和5年度（2023年度）

## 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金

この補助金は、本市における省エネルギー機器等（省エネ機器）の普及を促進することにより、地球温暖化対策の推進と災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を図ることを目的に、省エネ機器を導入する方々へ、予算の範囲内で交付するものです。※審査は1か月程度かかりますので、時間に余裕をもってお申込みください。

### ●補助メニュー【昨年度と条件等を変更しているメニューがありますのでご注意ください。】

対象	補助額	予定件数
エコカー ※購入後申込 (個人・事業者)	1件につき10万円	130件 (予算 1,300万円)
住宅関連 (個人)	1件につき30万円	60件 (予算 1,800万円)
※事業完了後 (引渡、支払後) の申込。	1件につき8万円	250件 (予算 2,000万円)
※ZEHに申 込の場合、太陽 光発電設備、 蓄電池、エネファ ーム、省エネ家 電(エアコン)と の併用での申込 は不可。	1件につき8万円	50件 (予算 400万円)
※冷蔵庫・冷凍 庫・LED照明器 具の補助のみ、 ZEHとの併用可。	1件につき8万円	75件 (予算 600万円)
省エネ家電製品 (エアコン)	1世帯につき1万円 (税抜5万円以上購入) ※同一年度中、一世帯当 たり1回に限る。	400件 (予算 400万円)
※一定の省エネ基準達成率を満たした もの。(裏面参照)	1件につき1万円 (税抜5万円以上購入) ※同一年度中、複数回の申 込可。	1,000件 (予算 1,000万円)
事業者向け ※契約前申 込。	事業者の省エネ設備導入 (LED照明器具、業務用エアコン、 業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、シ ョーケース) ※工事費等除く。	対象経費の3分の1 (上限100万円、 下限20万円) ※同一年度中1回に限る。
		15件(予算残額により15件 以上受付する場合あり) (予算 1,500万円)

**注意事項** ・申込みの提出方法は「郵送のみ」。(窓口での受付は行いませんのでご了承ください。)

・先着順 受付期間内でも申込が予算枠に達した時点で受付を終了し、同日の消印で  
予算枠を上回る複数の申込書を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。



お問合せ先  
(申込先)

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号(本庁舎7階)  
熊本市役所 脱炭素戦略課  
TEL 096-328-2355(平日 8:30 ~ 17:15)



《受付期間》 ※申込は「郵送のみ」。先着順で受付期間内でも申込が予算枠に達した時点で受付を終了します。

○エコカー・ZEH・太陽光発電設備・蓄電池・エネファームの受付期間：令和5年5月31日（水）～令和6年3月8日（金）

○省エネ家電（エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・LED照明器具）の受付期間：令和5年4月17日（月）～令和6年3月8日（金）

○事業者向け省エネルギー設備導入の受付期間：令和5年5月31日（水）～令和6年1月31日（水）

1 メニューごとの主な要件 ○全ての補助メニューにおいて補助対象設備等は新品（未使用品）であることが条件

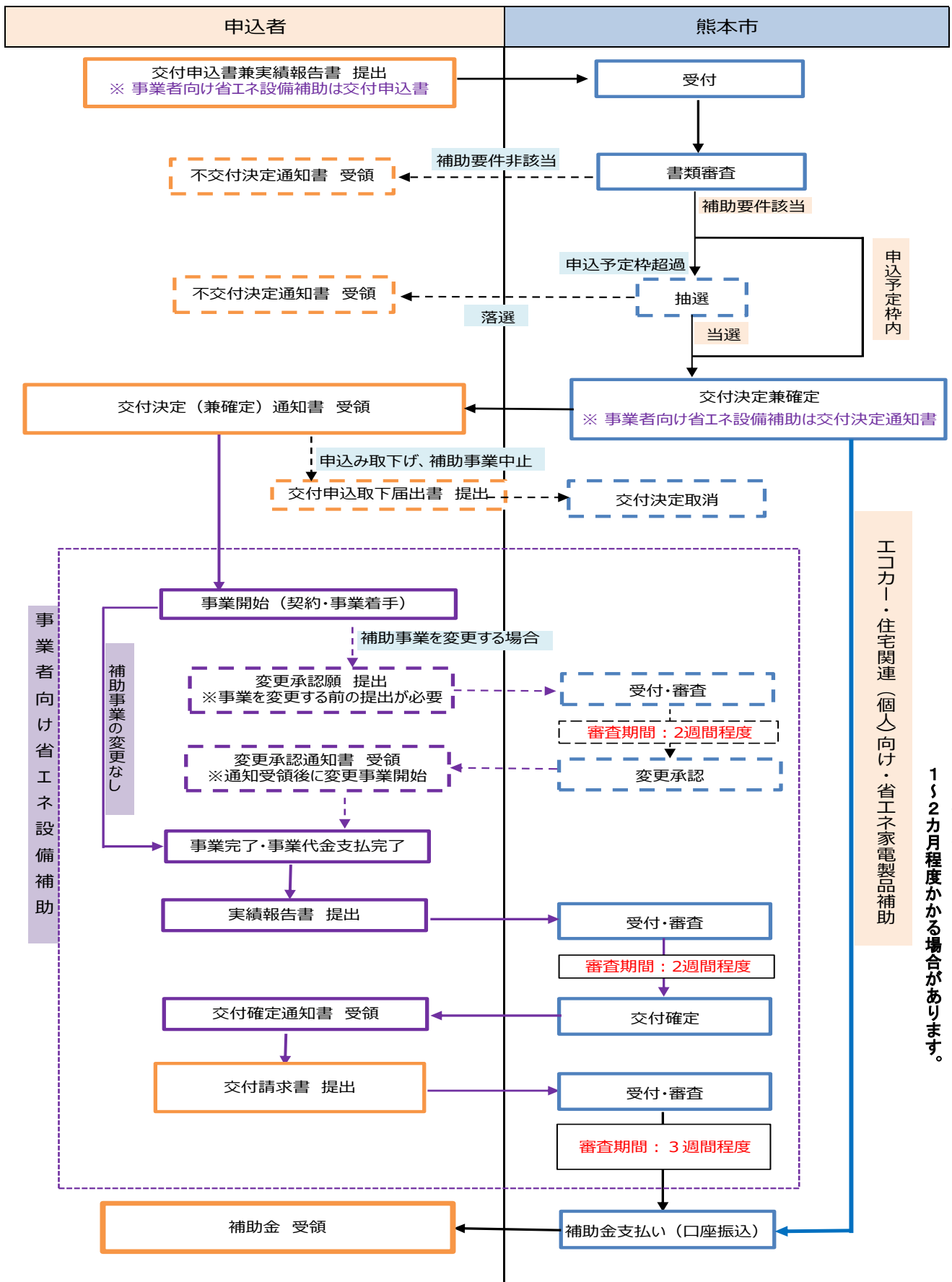
対象	主な要件
<b>エコカー</b> (EV・PHV・FCV) <b>※車両登録後申込</b>	・申込者は ① 熊本市に住民登録がある者、又は、② 熊本市内に事業所を有する中小企業者等。
	・申込者が車検証における所有者（所有権留保付クレジット購入は「使用者」）であること。
	・車検証の「使用の本拠の位置」が熊本市内であること
	・自動車検査証における登録年月日／交付年月日の年月と、初度登録年月が同一であること。
<b>ZEH（ゼッチ）</b> <b>※事業完了後申込</b> 注：他の住宅関連補助との併用不可 (ただし冷蔵庫・冷凍庫・LED照明器具を除く)	・国のEV・PHV・FCV補助金の対象車両で、熊本市内の店舗で購入し、令和5年(2023年)3月から令和6年(2024年)2月末までに初度登録された車であること。（中古輸入車での初度登録を除く）
	・対象車両は給電機能を有するものであること。ただし、EV及びPHV（超小型モビリティを除く）については、給電機能かつトップランナー制度の対象となる車両が対象です。
<b>太陽光発電設備（蓄電池併用型）</b> <b>※事業完了後申込</b> 注：ZEH補助と併用不可	・申込者はZEHの発注者であり、ZEHを導入した戸建住宅（本市に所在）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（いずれも当該居住地に住民登録があること）
	・令和5年(2023年)3月から令和6年(2024年)2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。
	・BELS評価書において、「ZEH」の評価を受けたもの。
<b>蓄電池（固定価格買取制度満了世帯が対象）</b> <b>※事業完了後申込</b> 注：ZEH補助と併用不可	・太陽光設備及び蓄電池の設置であり、各設備の事業完了日が異なる場合、先に設置した設備の事業完了日が後に設置したものの完了日の1年以内のものであること。
	・申込者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅（本市に所在）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（いずれも当該居住地に住民登録があること）
<b>エネファーム</b> <b>※事業完了後申込</b> 注：ZEH補助と併用不可	・令和5年(2023年)3月から令和6年(2024年)2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。
	・設置された太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナの定格出力がいずれも1kW以上であり、蓄電池は国の蓄電池補助金の対象であり、いずれも戸建住宅の敷地内で使用されるものであること。
<b>省エネ家電製品（エアコン）</b> <b>※購入後申込</b> 注：ZEH補助と併用不可	・申込者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅（本市に所在）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（いずれも当該居住地に住民登録があること）
	・令和5年(2023年)3月から令和6年(2024年)2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。
<b>省エネ家電製品（冷蔵庫・冷凍庫・LED照明器具）</b> <b>※購入後申込</b> 注：この補助は、ZEH補助と併用が可能。	・国の蓄電池補助金の対象であり、戸建住宅の敷地内で使用するものであること。
	・購入時点で省エネ基準達成率が目標年度 2027 年度において 100%以上を満たすもので、購入者（申込者）は、本市に住民登録がある者。
<b>事業者の省エネ設備</b> <b>※契約前申込</b>	・令和5年(2023年)3月から令和6年(2024年)2月末までに、熊本市内に所在する店舗で購入したものであること。
	・購入費と一体不可分の据付等の工事費の合計額(税抜)が5万円以上であること。
	・冷蔵庫・冷凍庫は購入時点で省エネ基準達成率が目標年度 2021 年度において 100%以上を満たすもので、LED照明器具は自宅の壁や天井等に固定し使用するものであり、購入者（申込者）は本市に住民登録があること。
	・令和5年(2023年)3月から令和6年(2024年)2月末までに、熊本市内に所在する店舗で購入したものであること。
<b>事業者の省エネ設備</b> <b>※契約前申込</b>	・購入費と一体不可分の据付等の工事費の合計額(税抜)が5万円以上であること。
	・申込前に契約・着工されたものでないこと。
	・令和6年(2024年)2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了するものであること。
	・「グリーン購入法」に適合したLED照明器具への更新。
<b>事業者の省エネ設備</b> <b>※契約前申込</b>	・最新のトップランナー基準を満たす業務用エアコン、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケースへの更新。
	・エコアクション2.1認証・登録制度や、ISO14001認証制度の認証・登録を受けているか、または、熊本市事業所グリーン宣言登録制度に登録（申込中含む）しているもの。
	・更新前後で用途が同じであること。また、算定される補助額が20万円以上となること。

## 2 交付申込における提出書類 (○：提出必要、△：場合により提出必要、■：提出不要)

書類	エコカー	ゼッチ Z E H	太陽光 (蓄電池 併設型)	蓄電池 (FIT 制度 満了世帯)	エネファーム	省エネ 家電	省エネ 設備
交付申込書兼実績報告書 ※右の( )は要綱様式番号	○ (第1号)	○ (第2号)	○ (第3号)	○ (第4号)	○ (第5号)	○ (第7又は 8号)	○ (第6号)
契約書の写し(契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。)	○	○	○	○	○	■	■
領収書(ない場合は、補助対象のものに係る経費を支払ったことが証明できるもの)の写し	○	○	○	○	○	○	■
市税の滞納がないことの証明書(熊本市長が証明した書類で発行3か月以内、写し可) 注意:納税証明書ではありません。	○	○	○	○	○	■	○
住民票(発行3か月以内で本籍地とマイナンバー不要、写し可) ※市税の滞納がないことの証明書の添付がある場合提出不要。ただし、住宅系の補助で申込者の家族のみが居住している場合は当該家族の住民票の提出が必要。	■	△ ※3	△ ※3	△ ※3	△ ※3	○ (続柄を 記載)	■
法人の場合、商業登記又は法人登記の登記事項証明書(発行から3か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し	△	■	■	■	■	■	△
個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された直近の確定申告書Bの写し	△	■	■	■	■	■	△
非営利型法人に該当する一般社団法人又は一般社団法人の場合は、誓約書(様式第19号)	△	■	■	■	■	■	△
非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合は、直近の定款の写し	△	■	■	■	■	■	△
建物全体のカラー写真	■	○	○	○	○	■	■
設置した補助対象設備等のカタログの写し	■	■	○	○	○	○	■
設置した補助対象設備等の出荷証明書又は製造メーカーの保証書等(ない場合は、新品であることが証明できるもの)※写し可	■	■	○	○	○	○ (保証書)	■
補助対象設備の設置状況を示すカラー写真(補助対象設備の全景及び品名番号(銘板)のアップ)	■	■	○	○	○	■	■
引渡日を事業完了日とする場合は、当該引渡日を証するもの(工事請負者や販売者が作成し、代表者印又は会社印が押されたものに限る。)	■	○	○	○	○	■	■
{エコカーのみ}自動車検査証の写し	○	■	■	■	■	■	■
{ZEHのみ}BELS評価書の写し	■	○	■	■	■	■	■
{ZEHのみ}ZEHを構成する設備の設置状況を示すカラー写真	■	○	■	■	■	■	■
{太陽光のみ}太陽電池モジュールの配置図	■	■	○	■	■	■	■
{蓄電池のみ}固定価格買取制度の開始、又は終了時期が確認できるもの。	■	■	■	○	■	■	■
{事業者向け設備補助のみ} ・事業計画書(様式第6号別紙1)	■	■	■	■	■	■	○
・申込者の所在地と設備の設置場所が異なる場合は、申込者が設置場所において事業活動を営んでいることがわかる書類	■	■	■	■	■	■	△
・省エネルギー設備を導入する事業所の位置図	■	■	■	■	■	■	○
・更新事業前の設備の設置状況及び型番が確認できる写真(照明器具更新の場合は設置状況が確認できる写真のみ。)	■	■	■	■	■	■	○
・更新事業前の設備の設置場所を示した平面図	■	■	■	■	■	■	○
・更新事業前の設備の性能が確認できる書類(照明器具の更新の場合は除く。)	■	■	■	■	■	■	○
・導入する省エネルギー設備の省エネルギー性能が確認でき、かつその性能が補助対象事業の要件を満たすことを確認できる書類	■	■	■	■	■	■	○
・更新事業に係る見積書の写し(補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、かつ、導入する省エネルギー設備の製品名・型番がわかるもの)	■	■	■	■	■	■	○
・エコアクション2.1認証・登録証の写し若しくはISO14001登録証及び登録付属書の写し。※熊本市事業所グリーン宣言登録制度については不要。	■	■	■	■	■	■	△
その他の必要とする書類	必要に応じてご連絡します						

※事業者の省エネ設備補助の実績報告書(様式第14号)の添付書類は、熊本市環境局ホームページでご確認ください。

### 3 申込から補助金交付までの流れ



※ 申込書受付から支払いまで、1〜2カ月程度かかる場合があります。

※ 熊本市環境局ホームページに、補助金交付要綱や提出書類の様式等を掲載していますので、ご確認ください。

